

●科学者に関する国際人権問題委員会運営要綱

平成 23 年 10 月 28 日
日本学術会議第 139 回幹事会決定

(設置)

第 1 科学者に関する国際人権問題委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第 2 委員会は、科学者に関する国際的な人権状況及び問題に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 委員会は、会長及び副会長 2 名（日本学術会議会則第 5 条第 1 号担当及び同条第 3 号担当）、第一部の 3 名（うち 1 名は役員とする。）の会員及び第二部、第三部の各 2 名（うち 1 名は役員とする。）の会員並びに会長の指名する会員又は連携会員若干名をもって組織する。

(分科会)

第 4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成
国際人権対応分科会	科学者に関する国際的な人権状況及び問題を調査審議し、併せてアカデミー及び学術団体の国際人権ネットワーク（The International Human Rights Network of Academies and Scholarly Societies）への対応に関する事項を審議する。	会員又は連携会員若干名

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（国際業務担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この決定は、決定の日から施行する。
- 2 国際人権ネットワーク委員会（平成 21 年 7 月 23 日日本学術会議第 80 回幹事会決定）は、廃止する。